

第33回石巻市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成31年3月1日（金）午後3時～午後4時

2 場 所 石巻市役所 4階 庁議室

3 1号委員 高橋 武徳委員
大橋 邦雄委員(欠席)
関口 駿輔委員(欠席)
白土 典子委員
武山 倫委員

2号委員 遠藤 宏昭委員
高橋 憲悦委員
青山 久栄委員
阿部 正敏委員(欠席)

3号委員 高橋 政則委員
菅野 洋一委員
庄司 順委員(代理)
小野寺 むつ子委員
兼子 佳恵委員(欠席)
神農 太三郎委員

事務局	副市長	菅原 秀幸
	建設部 部長	木村 芳夫
	次長	伊勢崎 誠一
	都市計画課長	齋藤 友宏
	課長補佐	横山 貴光
	主査	土井 政博
	技師	新野 永里子

傍聴者 なし

4 議 題

- 第139号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
(宮城県決定)
- 第140号議案 石巻広域都市計画区域区分の変更について (宮城県決定)
- 第141号議案 石巻広域都市計画臨港地区の変更について (宮城県決定)
- 第142号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について (石巻市決定)
蛇田西部地区計画
- 第143号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について (石巻市決定)
蛇田北部地区計画
- 第144号議案 石巻広域都市計画地区計画の変更について (石巻市決定)
須江地区計画
- 第145号議案 石巻広域都市計画公園の変更について (石巻市決定)
2・2・10 水押公園

5 議事の概要

全員の賛成によりいずれも原案どおり承認された。

6 会議経過

午後3時 開会

【司会】

会議の開会にあたりまして、皆様をお願い申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただきますか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

また、本日の次第「3 報告」の開始以降は、事務局が行うものを除きまして、写真等の撮影、録画、録音は御遠慮いただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第33回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます石巻市建設部都市計画課の横山と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではここで、出席の確認をさせていただきます。本日御出席いただいております委員は、15名中本人出席10名、代理出席1名の合計11名でございます。

過半数に達しておりますので、石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、はじめに副市長の菅原より、御挨拶を申し上げます。

【菅原副市長】

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、大変ありがとうございました。また、常日頃より市政全般に御支援、御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

本日は、御審議いただきます内容といたしまして、都市計画を定める際の基本的な指針となります県マスタープランの変更から、公園の名称変更までの7件となっております。

是非委員の皆様方には、御忌憚のない御意見を頂戴しながら、審議を進めていただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】

それでは議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

まず、事前にお配りいたしておりますが、A4版の議案書、それからA3版の表紙に第139号議案と書いてある議案書、こちら2冊先に配布させていただいているかと思うんですけれども、そのほかに今日机の上に、資料1というレジュメ、それから資料2というレジュメがおいてあります。そのほかに座席表と都市計画審議会委員の名簿を配布しております。資料に不足等ございませんでしょうか。

それでは、武山会長、本日の議事の進行をよろしくお願いいたします。

【武山会長】

先ほど菅原副市長からお話がありましたように、本日盛りだくさんです。7件議案が予定されています。

それとですね、僕は今日ここにいられることを非常に光栄なことだと思っております。というのは、今日のその盛りだくさんの7件というのが、1970年に定められたマスタープランの7回目の見直しなんですね。その間に色んなことが起きたと思います。約50年です。少子高齢化を想定せずに作られたプラン、あるいは震災の経験、そういったものを盛り込んで、これからのマスタープラン、今回の見直し・変更でこれからの指針となるものを僕たちが審議するということになっています。

盛りだくさんなので早速議事に入りたいと思います。

まずは、前回議事の確認をお願いします。第32回石巻市都市計画審議会議案の処理について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

はい、都市計画課の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。私から前回の第32回石巻市都市計画審議会議案の処理結果につきまして、御報告させていただきます。

A4版議案書の、2枚めくっていただきますと、右上に報告と書かれてあるページがあります。こちらをご覧くださいと思います。

第32回石巻市都市計画審議会は、今年の10月16日に開催しており、第137号議案、第138号議案の2議案について御審議をいただいております。

処理結果につきましては、表の右側、処理結果という欄に記載のとおり、平成30年1月1日付けの決定、告示を行っております。

報告事項につきましては、以上でございます。

【武山会長】

ありがとうございました。委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声)

ありがとうございます。では、早速第139号議案の議事に入りたいと思います。

第139号議案「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（宮城県決定）」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

これ以降につきましては、恐れ入りますが着座にて説明させていただきます。

「第139号議案 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（宮城県決定）」、御説明いたします。議案書は先に送付しております、A3版となりますが大変ボリュームがあり、58ページにもわたっておりますので、本日概要版といたしまして、資料1と書かれたものを使って御説明させていただきます。

それでは概要版の1ページをお開き願います。見直しに当たっての基本的な考え方でございます。

(1) 都市づくりに求められている課題につきましては、震災からの復興、自治体基盤の活力低下、人口減少・超高齢社会の進展、優れた自然・歴史的資源としております。

これらを受けまして、(2) 見直しの方針につきましては、1つ目といたしまして震災からの復興の推進及び災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりであり、県、市の震災復興基本計画に基づいた復興まちづくりを的確に進めていくこととしております。

2つ目といたしましては人口減少・超高齢社会に対応した集約市街地の形成及び公共交通ネットワークの充実であります。現在国で進めております、コンパクト プラス ネットワークということで、集約した市街地、交通結節点の近くに都市機能を集約しながら、それぞれの拠点間は公共交通ネットワークの軸で結んでいくというものでございます。

3つ目といたしましては、「富県宮城」の実現に資する力強い産業の再生と創出であります。「富県宮城」というのは県の総合計画にありますが、そちらにおきましては産業誘致を進め、県内総生産10兆円を目指すということを定めておりまして、産業誘致を積極的に

進めていくこととしてございます。

4つ目につきましては、優れた自然・歴史的資源の保全とこれらを生かした観光・交流機能の強化でございます。

この4点に基づきまして、前回のマスタープランを見直していくというものでございます。

2ページをご覧ください。都市計画の目標でございます。

(1) 基本的事項でございますが、下線を引いた箇所が前回のマスタープランから変更したところでございます。

まず①目標年次ですけれども、平成27年を基準年といたしまして、基本的には平成47年、20年先を目標としてございます。ただし、区域区分につきましては、市街化区域の範囲ですとか市街化調整区域の範囲を10年先の平成37年を目標としてございます。

次に②都市計画区域の範囲及び規模であります。行政区域、都市計画区域の規模に変更はなく27,041haでございます。次におおむねの人口であります。基準年におきましては、国勢調査を基に都市計画区域内の人口といたしまして154,000人としております。20年先の平成47年では国全体が人口減少にありますことから、おおむね129,000人と見通し、約25,000人の減と考えているところでございます。

3ページをご覧ください。(2) 市づくりの基本理念及び基本方針であります。先ほど見直しの方針を示しましたが、そちらから導き出されました項目を都市づくりの基本理念としてございます。

②都市づくりの基本方針でございますが、災害に強く、活力、交流が生まれる拠点ネットワーク型集約都市構造の形成でありまして、こちらを将来目標にするような都市計画を運用していきたいと考えているところでございます。この基本方針を具体化したものが1)から4)でございます。

またそれを図にしたものが、次の4ページの③主たる市街地の方針であり、都市づくりの基本方針でございます。石巻広域都市計画の都市構造としましては、前回のマスタープランを基本としながら、赤い大きな丸、石巻駅、矢本駅、女川駅、蛇田地区を魅力ある中心拠点の形成を図る地区と位置付けております。

一方、青い丸となりますが、仙台塩釜港石巻港区、石巻漁港、そこに活力ある産業拠点の形成を図ることと考えてございます。

また、各拠点の周囲に黄色で塗られましたエリアですが、高台・内陸部への移転等を促進しながらコンパクトな住宅地の形成を図っていききたいと考えている部分でございます。

災害に強い市街地形成を促進していこうとするものでございます。また、鉄道、バスといった公共交通ネットワークの維持、充実に図りながら居住、医療・福祉などの都市機能のさらなる集約を進めていきたいと考えてございます。

概要版の下の④社会的課題への都市計画としての対応といたしましては、国が取り組んでいます、都市計画を取り巻く課題について石巻広域都市計画区域でも対応していきたいと1)から5)までをマスタープランの中に盛り込んでいるところでございます。

続きまして概要版で言いますと5ページをご覧ください。区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針でございます。本都市計画区域の状況につきましては表の①から⑤まで記載しておりますが、昭和45年当初から市街化区域と市街化調整区域の区域区分を指定しているところでございます。

現状、県内第2位の都市機能、人口規模を有し、様々な都市活動が展開されております。これらのことを踏まえまして、引き続き無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、今後も区域区分を定めていきたいと考えているところでございます。

概要版の6ページをお開きください。(2)区域区分の方針であります。①から③までございまして、①人口規模につきましては、市街化区域内のおおむねの人口が、平成27年で133,000人でございます。これを、平成37年ではおおむね125,000人となる見通しとしております。

②の産業の規模であります。おおむねの規模といたしましては平成37年で製造品出荷額等を3,115億円、年間商品販売額を4,271億円としまして、現在このエリアで進めております復興に関する様々な経済政策が効果を発揮していくと想定いたしまして、震災前の水準に戻していくということとしてございます。

③市街化区域のおおむねの規模及び現行の市街化区域との関係であります。こちらの基準年は平成29年3月末で、市街化区域といたしましては合計4,330.2ha、これが今回平成37年ということを見通し、東松島市、女川町の一部で市街化区域の拡大をいたしまして、おおむね4,412ha、約82haの増加としております。下の図につきましては市街化区域の変遷でございます。

概要版7ページです。3 主要な都市計画の決定の方針であります。

まず(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、①主要用途の配置の方針につきましては、8ページに具体的配置図を載せてございます。赤い丸は商業系、青い丸は工業系、黄色の丸については一般住宅地といたしまして土地利用を進めていきたいと考えてございます。

7ページに戻っていただきまして、②市街地における建築物の密度の構成に関する方針につきましては、石巻駅周辺につきましては集合住宅等の整備による高密度利用を図っていくこととしております。また、一般住宅地におきましては、低層、低密な利用を図っていくという方針としてございます。

③市街地における住宅建設の方針につきましては、宮城県が平成29年3月に策定いたしました、宮城県住生活基本計画という計画がございまして、その中で真に豊かな住まいづくりを創造していくということとしてございます。

④特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針につきましては、土地の高度利用、用途転換、用途純化又は用途の複合化、居住環境の改善又は維持、公害の防止又は環境改善、被災市街地の土地利用及び空き家・空地に関する方針を定めることとしてございます。

⑤その他の土地利用の方針につきましては集落環境の改善ですとか、それらの向上を図る必要がある地区につきましては、地区計画という制度を活用いたしまして、田園環境ですとか自然環境と調和した居住環境の向上と活力の維持を図っていくこととしてございます。

9ページをご覧ください。ここからは都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針でございます。①から③ということで、交通体系の整備、下水道整備、河川・海岸整備の基本方針を記載してございます。

①交通体系につきましては、大きく3点ございます。

1点目は災害に強い都市構造への転換を図るため、防災機能を有した道路整備を図っていくこととしてございます。

2点目は人口減少・超高齢社会の進展に対応する集約市街地とそれと連携した身近な公共交通ネットワークの維持・拡充、交通結節点の機能強化を図ることとしてございます。

3点目といたしましては、他都市圏との人的・物的交流を活発化させるための広域的な道路ネットワークの整備を推進するとともに、交流・観光利用を促進するための公共交通を整備していくということとしてございます。10ページを開いていただきますと、今御説明しました内容を図化したものを載せてございます。

11ページは、おおむね10年以内に実施を予定している具体的な事業でございます。赤線で引っ張ってある所が実施していく事業となっております。

9ページに戻っていただきまして、②下水道整備の基本方針であります。市街化の動向と十分に整合を図りながら、効率・効果的な施設整備を推進するとともに老朽化施設の更

新と施設の耐震化等を推進していくものでございます。

③河川・海岸整備の基本方針については東日本大震災、関東東北豪雨等の自然災害の対策といたしまして、津波、これらの対策のために防潮堤の整備等、上下流一体となった総合的な施設整備を推進していくこととしております。

12ページをご覧ください。こちらは市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針でございます。

市街地開発につきましては周辺の優れた自然環境との調和や都市防災面等に配慮しながら、既成市街地の高度利用と遊休土地の有効利用や整備済み・整備中の住宅地への誘導というものを考えてございます。また、居住地や都市機能が集積しまして、公共交通の結節点としてアクセス性の高い地区に対して面的整備や地区計画等の導入を検討しながら、良質な市街地の形成を図っていくこととしてございます。

13ページをご覧ください。13ページにつきましては、自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針でございます。石巻広域における公園につきましては自然的環境の現状を踏まえまして公園、緑地体系の整備を進めていこうとしてございます。また、恵まれた自然・環境資源を活用して観光レクリエーション機能の整備拡充というものを図っていくこととしてございます。

具体には14ページにおおむね10年以内実施を予定している主要な事業を抜き出してございまして、中瀬公園ですとか石巻南浜津波復興祈念公園を予定してございます。

次に5ページをご覧ください。防災に関する都市計画の決定の方針でございます。こちらは宮城県の独自事項でございます。震災を踏まえて、災害による被害を低減し、早期復興を図れるよう、防御施設や避難路の整備、内陸移転や高台移転等による居住地の安全確保等を行うことによりまして、災害に強い安全な都市構造へ転換を図ることとしてございます。また、地震・津波に対する被害の実情と教訓の伝承、近年多発します豪雨や土砂災害等の自然災害に対する迅速な警報発令ですとか、避難誘導等のソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用の規制の強化に努めていくこととしてございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【武山会長】

ありがとうございました。

このA3版議案書の1枚目を開いていただきまして、これが盛りだくさんだった見直し

たものの、右側が平成28年5月、そして左側が、案になっていますが、我々が今審議しようとするものです。

この表紙に全体のコンセプトのようなものが表れていると思うんですけども、以前は「災害に強い都市構造への転換」と書いてあります。左側を見ると、「災害に強く、活力・交流が生まれる拠点ネットワーク型集約都市構造の形成」。ついこの間のことかもしれませんが、この見直しで大きく変わっている点です。

それとですね、象徴的かなと思うのが、A3版議案書の4ページですね、この真っ赤なところ。左側是我々が審議する、最初に都市計画課長が御説明くださったところです。右側を見て、以前は何だったのか、というのを照らすと、右側のページの4番目、「地球環境負荷の増加」、それに対して「エネルギー効率がよく、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量が少ない社会の実現」。これは短い間に当たり前のことになってきたと思います。そうすると左側には、「二酸化炭素」とか「エネルギー」とかそういったものはもう出ていなくて、「地域資源」という言い方がありますね。「地域資源を活用した地域活力の創出」、そんなことがベースになって、たんたんたんとして見直したというのが、今回の第139号議案です。

委員の皆さんから御質問等ありましたら、お願いいたします。

【神農委員】

今の4ページなんですけれども、(2)見直しの方針の四角で囲ってある中で、4つあるんですが一番下の赤丸の「優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを生かした観光・交流機能の強化」とあるんですけども、この反映を今の計画の中にどういう風に落とし込んでいるのか、というのがはっきりしないですね。

優れた自然、優れた歴史的資源というのは、都市計画課でどういうものがあるのかっていうのを全部洗いだしてあるんでしょうか、ということがまず一つ質問としてあるんですよ。

たとえば、この色々な資料の中に入っていないんですが、たとえば鱒山という山がありますね。鱒山だとか、それから牧山だとか、馬っ子山だとか、大森山だとか、そのほか色々山があるわけですね。そういう山に対する観光開発の一言も書いてはないわけです。

ですから、歴史上ですね、石巻市の中でも一番貴重な資源ということでね、大森城跡であるんですよ。それから、今の北上川、元追波川を挟んで向こう岸にですね、七尾城跡であるんですよ。そういうような、お城の跡だとか、館だとかっていうのはですね、相

当な数があるんですよ、石巻市には。

そういう掘出しを、全部ピックアップして洗い出して、それから神社仏閣なんかもですね、観光資源としてあるだろうと思うので、何かもっと具体的にですね、この4番目については、この資料の中には何もないなというふうに思ったんですよ。その点を聞きたいですね。

【武山会長】

ちょっとまず私のコメントです。これはマスタープラン、つまり憲法みたいなものかな。これからいろいろなものをやる時に、これを踏み外してはいけない。そうすると律令があるわけです。法律があり政令がある。これに基づいて、準備できていないところもまだあるんだなと思います。ですからこの4番目に、「優れた自然・歴史的資源の保全と、これらを生かした観光・交流機能の強化をこれからやっていくぞ」ということが、ここに高らかと謳い上げられた。

その次に、「じゃあ優れた自然・歴史的資源って何だろう。保全すべきものは何だろう。」というのは、これに基づいてその次に市が、あるいは市民が動き出す。そういうようなことなんじゃないかなと、僕はそう捉えています。このあたりについて、都市計画課長、補足してください。

【事務局】

今会長から“マスタープランとは何ぞや”というところは説明をしていただきました。このマスタープランの中で、ここの部分は今回新たに付け加えられた部分でございます。

特に県の計画ということで、石巻広域都市計画区域ということで2市1町が含まれているところがございますが、県の視点からすれば県東部地区という考え方で整理してあるということがございます。

その中で特に県で挙げておりますのは、日本三景である特別名勝松島、三陸復興国立公園。こういうところを代表して、自然と歴史という視点で捉えまして、これらを活用してさらに交流機能を強化していこうということを今回位置づけているものと捉えてございます。以上でございます。

【武山会長】

ありがとうございます。ただ、何だろう、そんな大きな事ばかりじゃないですから、色々

視野を広げていくべきだし、これはこれから石巻市民が議論していくべきテーマ、大きな大切なテーマの一つかなと思います。ここに限らず、身近なところに限らず、お詳しい方はとてもお詳しいですけども、新しく移住してきた人たちは、そこの歴史的意味とか何も知らないで暮らしてたりするようなことってありますよね。そういうような人たちに教えてあげる、まち発見のツアーとか色々なところで動き始めているところだと思うんですね。これがすごく大切なことだと。

【神農委員】

あのですね、集まっていられる方は当然御存知だと思うんですが、石巻市の日和山にあった石巻城っていうのは、400年の歴史を持っているわけですよ。ですから、石巻市の歴史を振り返れば、400年の間葛西一族というのがいて、これがやっぱり観光の一番の元になる、観光資源だと思うんですね。そういうことは全然何もここにはないんです。

先ほどもちょっと言った色々な山、お城跡に行くにしても、今全然道路も何もないところがいっぱいあるわけですよ。いつかそれを具体的にですね、大森城跡へ行く道路がない今、七尾城跡へ行く道路がない今、観光って謳っていても実際色々な道路の見直しがあるんですが、そういう基本方針の中にある観光・交流を強化する中で、道路もないのにいつまでも放っておいているというのが現状だと思うので、私はぜひ見直してほしいなと思ってるんですけどね。

【武山会長】

仰ることは分かります。でも、物事にはヒエラルキーというのがあって、順番、順位としてはあまり上位に挙がっていないというのが残念ですけど、それが現実かなと。

【神農委員】

いつまでも放っておくとですね、我々が意見を言ってもね、ただこれを審議、可決と言って終わってしまうので。我々は住民代表で来てるんですから、何か反映してほしいなと思うんですね。

【武山会長】

ただ、このマスタープランの下にあるもので、じゃあ具体的にどうやっていこうか、何が課題かなっていうような議論になるまでこそ議論すべき話で、僕は、ここに優れた自然

あるいは歴史的資源の保全、それらを生かした観光、これが盛り込まれただけでも、すごく大きな一歩だと思います。以前はそんなことなかったんです。というようなあたりで、マスタープランはそう捉えたいなと思いますが。

【神農委員】

一ついいですか。あのですね、旧北上川とそれから今北上川、北上川の元追波川ですね、今の追波川っていうのは北上川の側流みたいなもので、北上川と旧北上川が一番接するところがですね、皆さん御存知の上品の郷、あそこですね、約1 kmくらいの間が、川と川とが接した地区になっています。辻堂っていうところがあって、そこから昔ですね、平田舟っていうのがですね、川を渡って、今の北上運河に船が渡ってたんですね。

ですから、石巻は川の町なんですけど、その大きな追波川と今の旧北上川とが接するところをですね、船が渡ってたっていうのもですね、皆さん知っていただいて、そこをやはり観光の一つの目玉だよということをね、私は言いたいんですよ。

北上運河の入口、石井閘門を今直してますけども、あれも観光ポイントになってますよね。そういうようなことを何も謳ってませんから、ここには。

ぜひですね、将来を見越して、観光開発の目玉がたくさん石巻にはありますから、それを都市計画の中に組み込んでほしいなと思ってます。

【武山会長】

ありがとうございます。はい、高橋さん。

【高橋 政則委員】

国交省の河川事務所でございますが、川の話が出たので。あの、ちょっとこれ私も、市さん、県さん、A3の50ページのところに少し詳しい話を書いてあるので、さっき委員も仰られたようなお話も、個別のどの観光資源も歴史資源もどうしていくのかっていう、今後また下位計画っていうか、地区計画になってくるんですかね、行政では。

50ページにはさっき言った北上川運河とか河口とか河口の景観とか、神社、史跡、ですかね、城跡だと史跡とかに入ってくると思うんですけど、ちゃんと活用しますよとあるので、このマスタープランを決めて、その次の細かい計画とかエリア決定の時にまた議論をされるということでもいいですよ。

と、今川の話が出たのでちょっと、私が勝手に解釈していいのかなんですけども。

【武山会長】

いや、決して無視してるわけじゃないよと。盛り込まれている、最大限盛り込まれているマスタープランだと僕は見えています。この先、だからどういう風にするかっていうのはまた別の場で議論するチャンスがあるのかなと思っています。

あと、最初に高橋さん、挙手されましたね。高橋さん。

【高橋 憲悦委員】

この4ページの部分で、①将来に起こりうる災害へ備えるため、そして②では交通強化、公共交通ネットワークの充実。確かに今回盛り込まれて、それが、ページめくっていただいて34ページに体系図が示されています。

我々石巻圏は2市1町、つまり女川までのルートが今大分整備されつつあるものの、まだまだ未着手な部分なんです。特に災害の時の避難路とか色々ありますんで、直接市とは関係ないと思いますが、せつかく建設部長来てますんで、女川駅あたりまで行く国道398号石巻バイパスの完成はこの年度内に間に合うのかどうか、それをちょっとお訊ねしたかったんですけども。

【武山会長】

建設部長お願いします。

【菅野委員】

では、私の方から。東部土木事務所の菅野と申します。国道398号石巻バイパス、11月にですね2期3.4kmが開通いたしました。本当に皆様の御協力の御蔭で、三陸道の石巻河南インターから、女川、移動距離がトータルで本当に短くなりました。

お話しいただいてるのはその先かと思うんですが、当然石巻市にとっても重要な路線でありますし、それから到達点である女川町にとっても非常に重要な路線で、これはずっと昔から要望を受けていたところがございます。大瓜工区完成するのに9年かかっています。

次の工区はいつから着手して、いつまでできるかって話は、現時点でははっきりとは、当然まだ事業化になってないものですから、話はできないんですけども、こういう都市計画のマスタープランの中にもきちんと位置付けて捉えておりますので、具体的な事業が始まってくれば、予定完了の目安っていうのが、ちょっとずつ見えてくるのかなと。基本方針の中にはあくまでも記載されておりますので、都市計画決定されているということも

ございますので、方針としてはやっていく。でもそのいつまでに出来るんだっていうような話は、なかなかこの場では具体的にはお話しできないのが現状でございます。

【武山会長】

ありがとうございます。高橋さん、よろしいでしょうか。

【高橋 憲悦委員】

了解しました。

【武山会長】

はい、どうぞ。

【白土委員】

小さなA4版だと6ページで、A3版だと16ページ、区域区分の方針というところなんですけどね、市街化区域と市街化調整区域の見直しのことが3番目に書いてあって、石巻の場合は平成37年の目標からすると、基準年から0.1ha、結局ほとんど市街化区域と市街化調整区域の見直しをしてないと思うんです。

東松島市は79.5haを市街化調整区域から市街化区域に組み込んでいます。確かに大曲地区とか色々な被害があって、結局その方たちをどこかに張り付かせるような、当然必要なことだと思うんですね。

ただ、石巻には、正直私これちゃんと見たのかなと、この数字を見て思ったのが、たとえばさっき工業の張り付き具合がありましたよね、ブルーの円。たとえば須江のところに丸印があって、この工業団地の形成であそこに今集約して内陸型の企業が入ってきている。

震災後超有名になったしらさぎ台っていう住宅地がその近くにあって、それは今から30年近く前に商社が売ったところを全部住宅地に造成してできた。それがなかなか売れなかったんだけど、今回の震災を機に高台だということで、みんながあそこに殺到して高騰したと。そして、蛇田には復興土地区画整理事業でつくった住宅地がある。しらさぎ台と蛇田の間に土和田地区というところがあるんですよ。そこが市街化調整区域でぽつんと残っているんですね。行ってみれば分かるんですよ。かなりの数の住宅が張り付いているんですね。

もちろん市街化調整区域に住宅を建てられる人は色々な条件をクリアしなければ建てら

れないんですけど、もう一回蛇田地区の今の住宅の張付き方とか都市計画を全部見たときに、本当にその市街化調整区域が残っているところが残していいところなのかってことをはっきりね。

たとえば、国道108号のところのしらさぎ台とそれから国道108号の脇に本当にちょっとだけ市街化調整区域が残っているんですよ。たぶんもう少しその辺をきちんと見てですね、本当に0.1haしかないのかっていう。

というのは、私この震災で市街化調整区域に住宅を建てる難しさってすごい分かったし、市街化調整区域を市街化区域に組み込むのも、これまた大変だって分かったんですね。

ただ、今回すごくあの騒動というか動乱の時に、意外と簡単に一部見直しとか色々な段取りを踏めば組み込みやすくなるという時期があったんですけど、またそれがストップしちゃったんです。たぶん東松島市はそれを上手く活用して、79.5haを組み込んでるんじゃないかなと思うんですよ。石巻もそういう努力っていうか、本当に見直してそれをちゃんと見たうえで市街化区域の面積を0.1ha、まあほとんど増やさなくてもいいよと、見直してないんじゃないかって思う数字だったんで、その辺はどうなのかと。

【武山会長】

では、都市計画課長お願いします。

【事務局】

今回の見直しの区域区分の部分につきまして、次の議題の中で今回変更する部分を説明するようにしてございます。今お話を受けました次の部分にも、こちらのマスタープランで市街化区域の増加がないということは、石巻市内は当然入ってございません。

ですので、ここでちょっとご説明させていただきますが、今回提案される女川町の一部と東松島市の一部の市街化区域の編入につきましては、実は前回の都市計画区域の見直しの際、本来は上がってきてもおかしくないエリア、既に防災集団移転事業ですとか拠点法で開発をとっているエリアでしたので、おかしくないエリアではあったんですけども、ちょっとその手続き上の熟度が間に合っていないということで前回からは除かれた案件であります。

石巻市の分といたしましては、震災復興で新たな新市街地、蛇田地区ですとか、渡波地区、あけぼの地区、あとは工業団地につきましては、前回で全て編入されたということで、ほぼ同じ土俵にあったものが、実は今回上がっていない石巻の分はもう前回の見直しで編

入されたということになってございます。

【白土委員】

というと、土和田山周辺は残されたということか。

【事務局】

あの辺はまだ市街化区域に編入できる熟度に達していないというふうに考えてございます。

【白土委員】

あそこって、道路にしてもすごく狭いんですね。国道108号のあそこのところだけ。結局、そういう認定の仕方が遅いから、道路の状態が良くなれないと。事故が多いということになるんじゃないかなと思ってたんです。わかりました。

【武山会長】

ただ今、第139号議案についてやっています。他に。どうぞ。

【遠藤委員】

意見というか。先ほど神農委員からと、今白土委員からお話が出ましたが、先ほど会長が言われたようにこちらはマスタープランだから憲法のようなものと。

今お話しいただいたことは、私たち今日市議会から常任委員長三人出てますんで、市議会の場でそういうような発言する機会だとか場面ありますんで、今日教えていただいたことを私たちもっと勉強しまして、市当局に働きかけなり提案なりしていきたいと思います。

だから、たぶんこの場では大枠を決めて、あとは石巻市、東松島市、女川町の各議会です。ね、当局と議論を交わせばいいのかなというようなことを思いましたんで、この場では私たち宿題として持ち帰らせていただいて、常任委員長三人であとは協議して市議会の場で発言していきたいと思いました。その想いを今。

【武山会長】

ありがとうございました。

【遠藤委員】

土和田山なんか、私、蛇田なのでいつもそれこそ市議会でも各委員会でも問題になるところなんです。今回の震災で、あそこに市街化調整区域あるじゃないかと。なんとか市街化区域にしてくれなんていうお話、やっぱり市民の方からいっぱいいただいています。

【白土委員】

しらさぎ台がここにあって、新蛇田地区がここにあって、なんでここだけならないんだって、誰だって不思議に思いますよね。

【遠藤委員】

それはもう。ずっとずっと継続でお話をしていきますので。

【白土委員】

はい、お願いします。

【武山会長】

ここらで第139号議案、お諮りしたいんですがよろしいでしょうか。

では、第139号議案「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について（宮城県決定）」、賛成の方は挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

全員賛成です。全員の賛成により、本案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。引き続き、第140号議案に移ります。

続きまして、第140号議案「石巻広域都市計画区域区分の変更について（宮城県決定）」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第140号議案「石巻広域都市計画区域区分の変更について（宮城県決定）」、御説明させていただきます。こちらにつきましても、議案書にも掲載しておりますが、概要版を資料2ということで作っておりますので、こちらで御説明いたします。

資料2の1枚めくって左側をご覧ください。総括表でございます。石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、昭和45年に当初決定いたしまして、これまで6回見直しを行ってございます。平成28年から都市計画基礎調査というものを行いまして、今回7回目の見直しを行うものでございます。

(2) 見直しの考え方ではありますが、先程マスタープランを承認いただいた内容と同様でございます。それに沿って区域区分を変更していくこととしてございます。

3ページをご覧ください。変更の内容でございます。変更理由といたしましては無秩序な市街化を防止し、計画的かつ合理的な土地利用の実現を図るために「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき、区域区分を変更するものでございます。

人口につきましては(2)にございます。左が前回計画で、右が今回の計画値を記してございます。平成27年の133,200人に対して平成37年で125,100人という見通しを立ててございます。

次に(3)面積及び人口密度の変更であります。変更前の市街化区域が4,330haでありまして、これに今回、全部で6地区82haを追加し、変更後といたしましては4,412haとしてございます。その結果、可住地の人口密度といたしましてはhaあたり60人となっております。

その次が区域区分の変更箇所を一覧にしたものでございます。東松島市のあおい地区から女川町の小乗地区までとなっております。これらは先ほど申しましたように復興特区法により、既に市街地を形成している地区、また復興事業によるまちづくりが行われているエリアを都市計画と整合を図るものでございます。また、小松谷地地区については地方拠点法により既に市街地を形成している地区でございまして、住居、商業系のエリアを展開していくものでございます。

4ページをご覧ください。こちらは今回の編入地区位置を示した総括図でございます。これらの地区をこれから地区ごとに御説明いたしたいと思っております。

まず6ページ、7ページを見開きをご覧ください。東松島市「あおい地区」でございます。こちらは被災市街地復興土地区画整理事業によりまして、住居系の土地利用を図ってございます。既に宅地等の引渡しは進んでいる地区でございます。

続きまして8ページ、9ページをご覧ください。こちらは東松島市「牛網地区」でございます。こちらは防災集団移転促進事業を行った地区でありまして、宅地の引渡しはほぼ終了している住居系の土地利用を図る地区でございます。

続きまして10ページ、11ページをご覧ください。東松島市「野蒜ヶ丘地区」でござ

います。こちらは仙石線の高台移転にあわせて、まちづくりを進めたエリアでございます。
11ページの土地利用計画図の黄色の部分が住宅用地でありまして、住宅と商業、業務、
公益施設のまちづくりを進めている地区でございます。事業区域といたしましては黒点線、
ちょっと山の部分も含んだ地区で91.5haであります。実際に市街化区域に編入す
るエリアにつきましては、そういった土地利用が図られている38.3ha、色の付いて
いる部分、赤線で囲まれている部分となっております。

続きまして12ページ、13ページをご覧ください。東松島市「小松谷地地区」でござ
います。矢本インターの近くにありますが、南側には「イオンタウン矢本」
という商業施設が既に整備されているところでございます。地区の北側に宿泊施設、復興
公営住宅を整備する地区でございます。

続きまして、14ページ、15ページ。こちらは女川町「清水地区」です。こちらは被
災市街地復興土地区画整理事業を行いまして、14ページの真ん中あたりに赤の斜めハッ
チで今回編入するエリアを記載してございますが、こちらは公園として土地利用を図って
いく部分を編入しようとするものでございます。

最後となりますが、16ページ、17ページをご覧ください。こちらは女川町の小乗地区
でございます。こちらは高台にあります、住宅団地への進入路部分を1.9ha市街化区
域に編入するものでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【武山会長】

第140号議案について説明がありました。質問はありますでしょうか。

【白土委員】

いいですか。11ページの野蒜ヶ丘地区の説明で、事業区域が黒い点線で示されてい
て約91.5haで、今回市街化区域に編入となるのが約38.3ha。この差というのは
どのような扱いになるんですか。

【武山会長】

もう一度お願いします。

【白土委員】

11ページの野蒜ヶ丘地区の土地利用計画図で、山の方に点線があって、それは事業区域だよと今御説明があって、それは約91.5haだけれども、今回の市街化編入区域は、赤線で囲ったところで、約38.3ha。この差があるわけだけど、この差ってというのはどうやって変えてるんですか。将来必要に応じてまた事業ができるのか。それか、もうしないのか。

【武山会長】

質問の意味は分かりました。

【事務局】

この住宅地を開発するにあたりまして、今赤線で囲まれている土地利用を図るエリアについては、今回市街化区域に編入ということで、この平場を作るために、必要な事業エリアと言うんでしょうか、山を切らざるを得なかったとか、そういった部分が事業エリアに入っているということになりまして、山の区域を市街化区域に編入するかというところで、土地利用の図られている部分のみを今回編入しようというものでございます。

【白土委員】

ということは、何かに必要であれば、ここも編入可能ということですか。扱いとしては市街化調整区域のままなのか。

【事務局】

はい。土地利用が図られるような開発が行われれば、編入もありえるというところです。

【武山会長】

昔の住都公団が作りまくった宅地の周りにもこういうところがいっぱいありますよね。

【白土委員】

ありますね。多摩センターとか。東京の方ですけど。

【武山会長】

はい、御説明ありがとうございました。お諮りしてもよろしいでしょうか。

では、140号議案「石巻広域都市計画区域区分の変更について（宮城県決定）」、賛成の方は挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

はい、全員の賛成により、本案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。まだまだありますよ。

続きまして、第141号議案、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第141号議案につきましては、こちらのA4版の議案書の63ページ、64ページをお開き願います。臨港地区の変更でございます。

臨港地区とは何ぞや、というところでございますけれども、臨港地区と言いますのは、臨港を管理運営していくために定められるものでありまして、対象エリアといたしましては、港湾施設、臨海工場等、港湾として管理運営するうえで必要な施設が立地する地域であり、これらの施設のために臨港地区というものを定めることとしてございます。

この臨港地区におきましては、港湾という特定の機能について、港湾管理者というものが、港湾条例というものを指定しまして、建築物の規制を独自に行うエリアとなつてございます。今回の変更理由は仙台塩釜港港湾計画に基づきまして、必要と考えられる臨港地区の範囲を縮小する、というものでございます。

67ページの総括図をご覧ください。今回変更しますのは赤い丸二つついてございますが、囲んだ部分の0.4haを廃止しようとするもので、面積につきましては、約441.5haから約441.1haとするものでございます。

詳細な場所につきましては、68ページ、69ページに1箇所ずつございます。1箇所は、南光町二丁目の日本製紙石巻工場の東側となります。都市計画道路「門脇流留線」、通称「高盛り土道路」の事業を実施していくにあたりまして、元々あった臨港地区と重複する部分、道路エリアとする部分を臨港地区から除くというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【武山会長】

説明がありました。質問ございますでしょうか。

(「なし」の声)

【武山会長】

ではお諮りいたします。

第141号議案「石巻広域都市計画臨港地区の変更について（宮城県決定）」、賛成の方は挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【武山会長】

ありがとうございます。全員の賛成により、本案は原案のとおり承認されました。

続けますよ。続きまして、第142号議案、第143号議案、第144号議案「石巻広域都市計画地区計画の変更について（石巻市決定）」、説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第142号議案から第144号議案「石巻広域都市計画地区計画の変更について（石巻市決定）」でございます。今回は三地区、蛇田西部地区、蛇田北部地区、須江地区となっております。まずもって、簡単に地区計画について御説明したいと思います。

地区計画というものは、町丁ですとか街区などの地区を単位といたしまして、建物の建て方や土地利用の仕方など、地域独自のまちづくりのルールを定めるものでございます。

建築物を建築する場合には、都市計画法ですとか建築基準法により一定の基準が定められておりますが、地区計画制度によりまちづくりのルールを定めて、良好な居住環境と美しい街並みを形成・保持していくというものでございまして、本市におきましては、この3地区を含め14地区定められてございます。

今回のこの3地区の変更理由といたしましては、都市緑化法等の一部を改正する法律というものが定められまして、その中に都市計画法に定める用途地域に新たに「田園住居地域」が平成30年4月に追加されたところでございます。このことによりまして、建築基準法別表第二に、この田園住居地域が挟まったことによってそれ以降の条がずれてしまう

という事象が発生しましたことから、この地区計画を設定している中で、蛇田西部地区、蛇田北部地区、須江地区の3地区に条項のずれが生じたものでございます。

具体的には84ページをご覧ください。こちらは蛇田西部地区でございますが、新旧対照表、左が今回改正案で右が改正前でございます。右の表の地区整備計画内「建築物等の用途の制限」(6)をご覧ください。現行は建築基準法別表第二(り)項第3号に掲げるもの、とありますが、条ずれによりまして、建築基準法別表第二(ぬ)項第3号に掲げるものとなりまして、(り)から(ぬ)という文言の変更となっております。実質的な地区計画の制限内容の変更はございませんが、条ずれが起きたことから、今回お諮りするということになってございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【武山会長】

ありがとうございます。これ、御丁寧に142、143、144と3件に分かれていますが、全部同じ話です。4月に13番目の用途地域「田園住居地域」というのが、都市の緑地を守るために長期的展望を持たないで、30年間なんとかしよう先輩たちが決めちゃって、その30年目がやってくるというので慌ててつくられた新しい用途地域ということですが、12個しかなかったところに1個増えて、いろはにほへとちりぬるを、と説明してたのが1個ずつ増えただけのことです。

これ、まとめてお諮りしてもよろしいでしょうか。問題ないとお考えの委員は挙手をお願いします。

※ 委員による挙手

【武山会長】

全員の賛成により、本案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

続いて第145号議案、御説明をお願いします。

【事務局】

A4版議案書の118ページに公園の変更の総括図を付けております。こちらは水押公園の位置を示したもので、ちょっと小さいんですけども、開北橋の左側に位置する水押公園でございます。こちらなんですけど、今回の提案は名称の変更のみで、種別ですとか、

番号、位置、面積等の変更をするものではございません。名称の変更のみ行うものでございます。

その理由でございますが、地元の町内会で現在この公園を利用いただいているという中でですね、地域の方々から現在の町名が開北なのになぜここだけ水押公園なのか、というような町内会での話し合いが行われたということで、地域の公園として愛着を持って活用していくということから、名称を変更してもらえないだろうかというようなお話がございました。

実際に市といたしましても地域の実情に見合った公園名称で活用していただくというのが最善かなということで、今回名称変更ということで議案を提出しております。

説明につきましては、以上でございます。

【武山会長】

ありがとうございました。誰がつけたかそういう名前になっちゃっているみたいなこと、無関心な人もいる中、この話すごくいいなと思ったのって、自分たちの公園だと思っているからこそ名前を要求したんだなと思って、感激しました。

ということで、御質問ありますか。

(「なし」の声)

【武山会長】

ではお諮りいたします。第145号議案について説明がありました。その賛否ですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。

※ 委員による挙手

【武山会長】

全員の賛成により本案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

ということで、ここまでで私の担当が終了いたします。事務局から何かございましたらお願いいたします。

【事務局】

事務局から連絡いたします。次回の都市計画審議会についてでございます。次回の都市計画審議会は、今年の10月を予定しております、提案するための準備をしております、次回は下水道と都市計画道路の若干の変更を予定しておりますが、現在の委員の皆様はの任期がですね、本年の8月7日となっております、今回の審議会が現任期ではおそらく最後になるのかなというところでございます。

委員の皆様におかれましては、毎回慎重審議を賜りまして、大変ありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【武山会長】

平成30年度石巻市都市計画審議委員会の委員を拝命したこと、非常に光栄だと思っております。前にも言いましたけれども、マスタープランというのは大体10年に一度ぐらいしか見直しがありません。色々なことがあって、たまたま見直されて、昔のままずっと続いているものがここですごく大きく変わったと思うんですね。そんなことに関係できて、大変光栄に思っております。どうも皆さんありがとうございました。

ただ今をもちまして、第33回石巻市都市計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。